

○文部科学省告示第六十二号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の五に規定する社会教育主事の講習の受講に關し、社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第二条第六号の規定により同条第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者を次のように指定する。

令和七年七月三十一日

文部科学大臣 阿部 俊子

一 二年以上児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十二条の二第一項に規定する児童相談所の所長若しくは所員又は同条第四項に規定する児童相談所の職員であつた者であつて、同法第十三条第三項各号のいずれかに該当するもの

二 二年以上次に掲げる業務に従事した者

1 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する社会福祉士の業務

2 社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護福祉士の業務

3 精神保健福祉士法（平成九年法律第一百三十一号）第二条に規定する精神保健福祉士の業務

三 二年以上、地域おこし協力隊員の業務その他の国又は地方公共団体の委嘱を受けて地域振興に關

する業務として、社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導に従事した者

四 四年以上児童福祉法第十八条の四に規定する保育士の業務に従事した者

五 その他文部科学大臣が一から四までに掲げる者と同等以上と認めた資格を有する者

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行し、同日以後に開始する社会教育法第九条の五に規定する社会教育主事の講習について適用する。